

実習の取扱い

1. 実習の実施について

- (1) 実習について、初任者研修課程については必要に応じて実施することができますが、生活援助従事者研修課程については必ず実施しなければなりません。
- (2) 初任者研修課程について、「1. 職務の理解」から4時間、「10. 振り返り」から2時間、計6時間を上限として施設の見学等の実習に換えることができます。ただし、「1. 職務の理解」、「10. 振り返り」共に講義は2時間以上行ってください。なお、実習施設等との相談の上、必要に応じて時間数をカリキュラム以上に追加しても構いません。
- (3) 生活援助従事者研修課程について、研修カリキュラム「8. ところとからだのしくみと生活支援技術」の中で、移動・移乗に関連した実習を2時間実施してください。なお、効果的な研修を行うため、必要に応じて時間数をカリキュラム以上に追加しても構いません。
- (4) 指導者1名に対し、実習生4名以下とすること。
- (5) 実習施設及び担当指導者との連携のもとに実習計画を作成し、同計画に基づいた適切な実習を行うこと。
- (6) 現在、施設（事業所）職員として勤務している受講生については、当該勤務先以外の施設（事業所）において実習を行うこと。
- (7) 実習においては、受講生に実習記録を記入させ、実習指導者による確認を行うこと。事業者は、実習記録に基づき、実習計画の達成度を確認し、厳正に修了評価を行うものとする。
- (8) 実習記録は、受講生に返却し、控えを事業者が保管すること。

2. 実習施設（事業所）

- (1) 実習は、開所後1年以上経過しており、適正に運営されている施設（事業所）で行うこと。なお、原則として介護保険法又は障害者自立支援法に基づく指定事業者であること。
- (2) 実習に際し、受講生の更衣・食事室、実習記録を記入する部屋等十分な受け入れ体制が確保されていること。
- (3) 科目ごとの、実習施設（事業所）種別については、別表のとおりとする。

3. 実習指導者

- (1) 実習指導者は、当該実習施設（事業所）に勤務し、当該業務についての的確に実習生に指導できる者とする。
- (2) 実習指導者については、別表のとおりとする。
- (3) 実務経験の算定については、次のとおり取り扱う。
 - ア 実務経験は、各資格取得（又は、研修修了）後から算定するものとし、資格取得（研修修了）前の業務経験は算定しない。
 - イ 実務経験とは、介護福祉士であれば介護業務、社会福祉士であれば相談援助業務等の当該資格に関わる業務経験を指す。
 - ウ 実務経験は、常勤又は非常勤で雇用され、介護等の業務に従事した期間が通算365日以上であり、かつ、現に就労した日数が通算180日以上ある場合に1年以上の実務経験があると換算する。
雇用形態が登録等の者及び勤務日数が年間180日未満のものは、実務経験としては算定しない。
 - エ 実務経験について、当該業務について専任・兼任の別は問わないが、複数職種を兼務している場合は主たる業務についてのみ実務経験に算定する。
- (4) 実習指導は、当該実習施設（事業所）の主任職員が担当することが望ましい。

別表（別紙第3関係）

【介護職員初任者研修課程・生活援助従事者研修課程】

| 実習受入施設 | 実習指導者要件 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 介護老人福祉施設・ 介護老人保健施設・ 地域密着型介護老人福祉施設・ 介護療養型医療施設（介護保険適用病床での実習に限る）・ 認知症対応型共同生活介護事業所・ 特定施設入居者生活介護事業所・ 身体障害者療護施設・ 肢体不自由児施設・ 障害者支援施設・ 通所介護事業所・ 認知症対応型通所介護事業所・ 訪問看護事業所・ 通所リハビリテーション事業所 | 3年以上直接援助業務に従事している介護福祉士又は看護師で、かつ当該施設において1年以上勤務している者 |